

【書評】

Veterinary Forensic Medicine and Forensic Sciences (法獣医学の日本における現状と本分野の最新テキストの紹介)

浅川 満彦

(酪農学園大学獣医学群獣医学類医動物学ユニット)

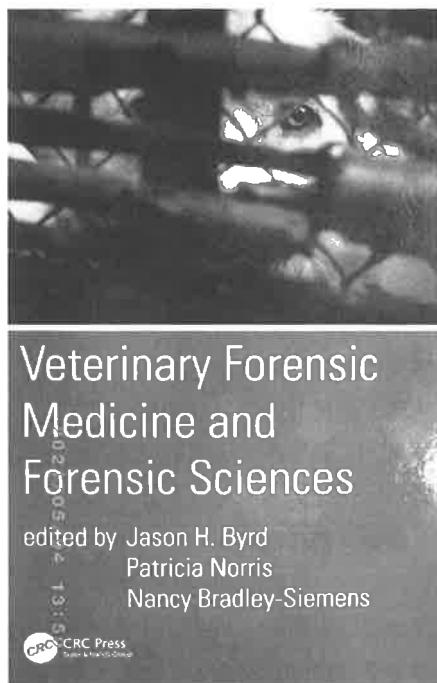
日本における法獣医学の現状

2004年、文部科学省の競争予算により酪農学園大学野生動物医学センター（WAMC）が設置された。爾来、獣医病理学の対象としない高度変性（例：内臓がイカ塩辛のようにドロドロに溶け、あるいはスルメのようにミイラ状）していたり、他動物による食害を受けた遺骸あるいはその一部が運ばれている。このようなモノを多数、目の当たりにした人々は、テロ・感染症などを連想してしまう。したがって、野生動物医学に関わるものは、こういった社会的不安を払拭することが求められている。しかし、日本の獣医学には、高度変性の死体と向き合う法医学的分野が根付いていない。たとえば、著者は、2006年6月刊の日本野生動物医学会が発行するニュースレターZoo and Wildlife Medicine 22号上で、「我が国の獣医学にも法医学に相当するような分野が絶対に必要！」と題し、意見陳述をした程である。

幸い、2020年の改正動物愛護管理法施行により、愛護動物の虐待に対して、刑罰の厳格化が生じたことが契機となり、これら動物を対象にした法獣医学の研究領域が日本獣医生命科学大学 野生動物学研究室内にShelter Medicine（ShelMed）担当の田中亜紀 講師が配置され、関連研修会やシンポジウムが活発に行われている。
(<https://www.nvlu.ac.jp/veterinary-medicine/members/019.html/>)

また、酪農学園大学でも2020年4月より、同じくShelMedを専門とする川添敏弘 教授が配置され、法獣医学に関する教育・啓発活動も検討されている。

しかし、WAMCで対峙される野生動物については、法的根拠が薄弱・曖昧なため、これを対象にした法獣医学的な試みは、緒に就いたばかりである。そこで、野生



動物を対象にした法獣医学の今後について、本会会員各位と論議する上の基盤情報の1つとして、2020年に米国獣医師で昆虫学者Byrd, J.博士が筆頭編集した標記テキストの概要を紹介して情報共有したい。

章構成と獣医学との関連

本書は20章で構成されている。これら章を、2020年6月改訂の獣医学教育モデル・コア・カリキュラムの分野（①～④）分けを参考に列挙する。なお、章題の中には必ずしも原文とは完全一致しない部分もある。たとえば、welfareを福祉・愛護としたが、厳密には一致しないという意見もある。

① 導入・基礎獣医学

米国における動物福祉・愛護の法（第20章）
法獣医学的な骨学（第11章）
分子生物学的な証拠とDNA分析（第4章）

② 病態獣医学

剖検の手法概要（第10章）
法医昆虫学（第5章）

③ 臨床獣医学

鈍性物による死傷（第7章）
鋭性物による死傷（第8章）
法獣医学的な画像診断学（第18章）

④ 応用獣医学

法獣医学的な毒性学（第14章）
生産動物対象の法獣医学的事例（第17章）

- ⑤ 法獣医学に比較的特化したと考えられる事項
 法獣医学の定義と関係する事項（第2章）
 現場調査における留意点（第1章）
 ShelMedにおける法獣医学的な調査の実際（第19章）
 動物福祉・愛護関連法規の執行：端緒、報告、裁判（第3章）
 性的・目的のための動物虐待（第6章）
 闘犬・闘鶏と多頭飼育（第13章）
 動物虐待と暴行（第15章）
 飼育放棄・無視と虐待（第16章）
 外気温異常・化学物質・電気・高／低体温症・溺死（第12章）
 銃撃と銃弾（第9章）

これら分類には、多少、こじつけ感がある。たとえば、法医昆虫学を②に配置したことに対して疑問を持たれるかもしれない。この分野は死骸に認められるハエ類（幼虫）などの生育や分布などを手掛かりに、いつ・どこで当該動物が死亡したのかを類推する。しかし、その基礎的な情報は、寄生虫（病）学、特に、衛生動物のアドバンスト的なものであると解釈される。したがって、寄生虫（病）学を包含する②に配置した。また、生産動物対象の法獣医学的事例については、動物衛生（家畜衛生）、特に、ハードヘルスに関わる部分が多いため、便宜的に④に配置した。しかし、多くの会員にとって、あまり聞き馴染みのない法獣医学ではある。それが、敬遠される原因となるかもしれないが、実は既存の獣医学の内容をやや延長・拡大したに過ぎないことを示すために、このような分類したのである。

法獣医学の特化事項としたが・・・

また、⑤は法獣医学の独壇場のような列挙であるが、定義を除く各項目の具体的中身は、いずれも、①～④までの情報と技術を基盤に成立した事項である。例えば、野生動物を対象にするものを「（広義の）法獣医学」とし、これは（コアカリの④に入る）野生動物医学の範疇に配し、結果的に応用獣医学に包含される試案を提起した。したがって、既存の知識の組み合わせの問題なので、現役獣医師やコアカリ課程修了後の獣医大学生、さらには、動物看護学生も理解できる。すなわち、独習が可能なのである。

なお、これら事案では、虐待（原典で abuse）が複数箇所にわたっているが、これは、当然ながら、法廷闘争の対象が虐待であるからである。これら事案の各事項に

ついては、類書でも同様なものが列挙されているが、いずれも米国の事例である。これは当該の国内事情を反映した事例（たとえば、銃による殺傷）であり、日本の愛護動物の事例にそのまま応用するには適さない。また、野生動物については、欧米であってすら、法としては完全ではない。したがって、法獣医学が対処する問題としては、厳密な法規とは関連しない“non-legal”(p.23) な諸問題も包含されるとしている点は示唆的である。実際、引用されたCooper, J.博士が活躍する英国では、野生動物の死傷については、英國獣医師会が編纂したマニュアルにも、法獣医学的な事項も盛り沢山である点は、その証左であろう。

自習可能としたが、肝心なのは教材である。その点、本書それぞれの章の内容は、比較的簡潔に、しかも理解し易い英語で書かれている点は大変助かる。また、難解な専門用語も極力避けられており、法獣医学への誘いを最優先にした入門書として成功をしている。しかし、たとえば、「the neighborhood “crazy cat lady”」のような表現（p.274）は、我々には一瞬で対象人物が理解されるものの、このような直截的な語は日本の書籍では許容され難いであろう。さらに、170以上の図版も含まれ、理解を助けるが、凄まじい状況のものが含まれ、凝視するには勇気と覚悟が必要だ。

Byrd JH, Norris P編集、英語版
 496ページ、17.8×3.1×25.7 cm、ハードカバー
 2020年7月発行
 定価14,506円+税、CRC Press
 ISBN : 1138563722